



平成24年 7月 6日
日本原子力発電株式会社

当社発電所の火災事象における通報連絡の遅れに対する 原因及び再発防止対策について

当社は、平成24年1月13日に発生した東海発電所固化処理建屋屋上冷却塔の火災事象の際に、茨城県へ火災現場の正確な状況を速やかに報告することができなかったことを受け、1月18日に茨城県より、県および関係自治体に対する通報連絡や社内における情報伝達の在り方等の改善について指示文書を受領しました。

これを受け当社では、通報連絡や社内における情報伝達の問題点を探り、それらの改善策について検討を行ってきました。

本日、これらを取りまとめ、茨城県および関係自治体に報告しました。

添付資料：火災事象等における通報連絡時の情報提供の問題と改善策について

以上

火災事象等における通報連絡時の情報提供の問題と改善策について

1. 問題点

火災事象毎に所内において現場の状況把握や関係者間における情報共有の遅れ、そのことによる対外通報連絡において、現場の状況（発見の経緯、延焼の状況等）が第1報から第2報以降タイムリーに情報提供できなかった等の問題が発生した。

(1) 通報に時間を要したことの原因

- 1) 現場写真情報等の社内共有が速やかになされなかったため、現場からの情報が関係者に正確に伝わらなかった。
- 2) 通報者への情報が錯綜し、正確な情報が把握できなかった。
- 3) 第一発見者は、通報すべき連絡ルート把握していなかった。
- 4) 関係者は、通報者の問合せに対してタイムリーな対応が出来なかった。

2. 改善策

- (1) 迅速で正確な情報把握をはかるため、発電所内の緊急時第一報受信箇所（中央制御室および監視所）に状況内容を確認できる「火災通報判断シート（仮称）」を備える旨を災害対策要領に反映した。
また、火災の通報連絡を行う部署を、中央制御室または監視所とし通報の迅速化をはかるため、「災害対策要領」を改訂した。
- (2) 通報連絡文の作成にあたっては、受信側の立場に立って分かり易く記載する。
- (3) 連絡先からの要請があった場合は、その内容について「当番者録音システム」に録音し、所内関係者で共有できるようにタイムリーにアクションする。
- (4) 異常発生時の第一発見者は、緊急時連絡先に連絡するよう、入所時教育等で「構内立入者の遵守事項」を用い、継続的に周知・徹底をはかっていく。

以上